

諮問庁：文化庁長官

諮問日：令和元年5月27日（令和元年（行情）諮問第40号）

答申日：令和元年7月31日（令和元年度（行情）答申第149号）

事件名：「芸術」等の定義判定手続き，判定・評価基準が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月22日付け30受文庁第2284号により、文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした文書1ないし文書3の行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「「芸術」「美術」「芸術作品」「美術品」の定義判定手続き，判定・評価基準がわかる文書」，「独立行政法人国立美術館が使用する「芸術」「美術」「芸術作品」「美術品」の意味定義がわかる文書のうち，「独立行政法人国立美術館が使用する「芸術」「美術」の意味定義がわかる文書」」及び「独立行政法人国立美術館が管理する「芸術作品」「美術品」の一覧表（直近年度のもの）」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、文書不存在を理由として不開示とした（原処分）ところ、審査請求人から、上記文書を管理しているとして原処分の取消しを求める旨の審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

本件対象文書は文化庁企画調整課において法令上作成が義務づけられて

いるものではなく、また、独立行政法人国立美術館からの提出も受けていないため、保有していない。

なお、諮問に当たり、念のため執務室及び書庫等を改めて探索したが、本件開示請求に該当する文書は確認できなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年5月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月22日 審議
- ④ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、本件対象文書は、独立行政法人国立美術館を所管する文化庁企画調整課において法令上作成が義務づけられているものではなく、当該部署において、行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

イ また、本件対象文書のうち文書2及び文書3については、独立行政法人国立美術館からの提出も受けていないため、保有していない。

ウ なお、本審査請求を受け、念のため、文化庁内において、改めて行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

本件対象文書

- 文書1 「芸術」「美術」「芸術作品」「美術品」の定義判定手続き，判定・評価基準がわかる文書
- 文書2 独立行政法人国立美術館が使用する「芸術」「美術」「芸術作品」「美術品」の意味定義がわかる文書のうち，独立行政法人国立美術館が使用する「芸術」「美術」の意味定義がわかる文書
- 文書3 独立行政法人国立美術館が管理する「芸術作品」「美術品」の一覧表（直近年度のもの）